

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2701号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

遠野遺産「荒神社」(遠野市青笹・遠野市提供)



も く じ

随 想

情 報

フ ォ ー ラ ム

政 策

国保への想い……

滋賀県町村会長

高月町長

北村

又郎(11)

町村Nav……

安心して子どもを産み、育てやすいまちを目指してII岐阜県神戸町……

地方分権改革推進委員会が第4次勧告II政策解説……

閑話 休題

遠野遺産

法政大学教授 岡崎 昌之

世界遺産があるのなら、地域固有の遺産指定があってもいいだろう。そんな発想から、住民が日常の視点で、身近な地域の遺産を選び、地元で誇りにしているところという試みが、岩手県遠野市で取り組まれている「遠野遺産」認定制度だ。平成19年に制定された遠野遺産認定条例に基づいている。遠野は周知のとおり、柳田國男の『遠野物語』により、「日本のふるさと」、「民話の里」として、年間200万人の観光客を集め、全国に広くその存在が認められてきた町である。河童やおシラサマ、山女などの民間伝承、各集落に伝わる獅子踊りや神楽、観音様や神社など、実際に多くの遺産が現在も引き継がれている。

こうした遠野らしいもの、住民が愛着を持ち身近に感じているものを、「遠野遺産」として認定し、その保護、活用をおおして魅力ある故郷を創出しようとするものだ。対象となるのは、建造物や石碑などの有形文化遺産、芸能や習俗などの無形文化遺産、巨石や動植物などの自然遺産、またそれらの複合遺産などあらゆるものに及ぶ。年に一度、地元から推薦を受けた遺産を、市民で構成する遠野遺産認定調査委員会の現地

調査を経て、市長が認定する。今年12月中旬、第4回の認定が行われ、遠野遺産は99になる見込みだ。

特徴は遺産推薦者を個人でなく、地域づくり団体などのグループにしている点である。認定後、遺産を地域のなかに大事にしま込むのではなく、十分な保護、活用を図るためには、遺産を核に、地域の力を結集してもらいたいとの思いからである。またその活動を支援する補助金も用意されている。

『遠野物語』にも出てくるテンテラ野は、昔、60歳をこえた老人が棄てられた場所として、遠野郷にいくつかがあったと伝えられている。そのうちのひとつ、市内土淵町山口では、山口テンテラ野として遠野遺産の認定を受けた。そこで山口自治会が中心となつて、そこに登る道の整備だけでなく、カヤで作った簡素なあずま屋も出来上がり、観光客にも人気のスポットとなっている。

『遠野物語』も来年(平成22年)で発行100周年を迎えることになる。市ではこれを一つの契機に、深く歴史に根ざし、はるかに将来を見つめ、住民と協働するまちづくりを模索している。

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

政策解説

地方分権改革推進委員会が第4次勧告

—地方交付税の総額の確保と法定率の引き上げなどを提言—

地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）は11月8日、「自治財政権の強化による『地方政府』の実現へ」との副題を付けた第4次勧告をまとめ、鳩山由紀夫首相に提出した。「地方政府には自治財政権の確立」が不可欠だとして、「当面の課題」では民主党政権が打ち出した新政策を中心に、①地方交付税の総額確保と法定率の引き上げ②自動車関係諸税の暫定税率見直しによる地方税収減への対応③国庫補助負担金の一括交付金化では地方の必要総額の確保—などを提言した。また、「中長期の課題」として「国と地方の税源配分5対5」を目標に地方消費税の充実などを勧告。地方交付税についても「機能は一層重要になる」として財政調整機能の充実を明記した。分権改革委は、この「最終勧告」で役割を終える。政府は今後、地域主権戦略会議（議長・鳩山由紀夫首相）で同委員会が4次にわたり勧告した①義務付け・枠付け見直し②「国と地方の協議の場」の法制化などの具体化に向けて地方分権改革推進計画を年内にも作成する。

税制全般の抜本改革を要請

第4次勧告は、「はじめに」で、分権型社会にふさわしい「地方政府」には、「自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠」と指摘。このため、税源移譲・国庫補助負担金・地方交付税・地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取り組みが重要だとの基本的視点を強

調した。併せて、国・地方の巨額な債務残高と今後の社会保障支出の増大から「次世代に向けた持続的発展を確保するには、いずれ消費税と地方消費税のあり方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革が不可欠」と強調した。新政権は、4年間は「税金の無駄遣い」を徹底排除し「消費税の引き上げはしない」ことを明言しているが、その間も税制抜本改革の議論を求めたものだ。

新政権の各新政策に注文

勧告は、その上で「当面の課題」として、現下の経済情勢や新政権のマニフェスト等に盛り込まれた新政策に対し留意点などを提言した。

まず、来年度も地方税や地方交付税原資の大幅な減収が予想されるとして、「地域間の財政力格差の拡大につながるよう、地方交付税の総額の確保に留意すべきだ」とした。併せて、巨額の財源不足が恒常化していることから「このような異常な状態を少しでも緩和する一助として、この際、法定率を引き上げ、自治体の税財源の安定化と、自治体からみた予見可能性を高めることを検討すべきだ」と明記した。

また、自動車関係諸税の暫定税率廃止では、環境税の導入と環境問題に対する自治体の役割、国・地方の税収減、特に地方税源の確保方策などについて十分に考慮すべきだとした。直轄事業負担金制度の改革では、直轄事業の範囲限定や出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みについて「直ちに工程表を作成し、速やかに取り組むべきだ」とした。併せて、第1次勧告・第2次勧告に

政 策

※第4次勧告における当面の課題について(概要)

- ・現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告
- 1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ
 - ・大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながらぬよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき
- 2 直轄事業負担金制度の改革
 - ・直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき
- 3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保
 - ・地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置
- 4 国庫補助負担金の一括交付金化に関しての留意点
 - ・地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
 - ・義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき
- 5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点
 - ・地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収入の減少への対応、特に地方税源の確保策などについて、十分に考慮する必要
- 6 国と地方の事実上の協議の早急な開始
 - ・子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

盛り込まれた都道府県から基礎自治体への事務権限の移譲等に当たり執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置すべきとした。

新政権が来年度から具体化に着手する、いわゆる「モ付き補助金の廃止と「一括交付金」の創設については、「地方から見ても自由度が高まる」ことが期待され、これまでの公共事業関係補助金よりは望ましい」との認識を示した。その上で、制度設計に当たっては、①地方が必要とする事業執行に支障が生じないよう必要総額を確保②交付基準は地域間格差是正の観点から財政力・社会資本整備の状況等を考慮③継続事業の執行に支障が生じないよう配慮一を求

めた。さらに、一括交付金は「財政力の弱い市町村の投資的事業の貴重な財源として事実上一定の財源調整機能を果たすことも念頭におくべきである」との留意点を強調した。このほか、義務付け・枠付け見直しに関連して施設・公物の設置管理に関連する補助金等も早急に交付基準を見直し、地方税や地方交付税に替えていくべきとした。

さらに、「子ども手当」「高等学校等就学支援金」の創設など自治体の行財政に大きな影響を与える制度創設が数多く予定されているため、国と地方の事実上の協議を開始し、地方の意見を反映するよう求めた。

地方消費税の充実も提案

「中長期の課題」では、社会的・経済的に安定した時節の課題について「今から議論を深め、準備を整えることを強く期待する」として、①地方税制改革②国庫補助負担金の整理③地方交付税④地方債⑤財政規律の確保一について提言した。

まず、「地方税制改革」では「地方税の充実と望ましい地方税体系の構築」として、地方の自己決定・自己責任には地方税の充実が最も重要であり、応益性を有し薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましいとした。その上で、

- ①国と地方の税源配分5対5を当面の目標とする②地方消費税の充実を中心とする一ことに留意するとともに、自治体側にも地方消費税充実の必要性等を住民に説明し理解を求めよう努力を促した。併せて、「課税自主権の拡充」として、自治体側にもその積極的な活用を求めるとともに、そのための制度・運用の見直しも提言した。
- 「国庫補助負担金の整理」では、補助金等が自治体の自

主的な行財政運営を阻害し、財政資金の非効率な使用を招きやすいと指摘。存在意義の薄れたものは即刻廃止するとともに、自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化すべきとした。併せて、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべきだと指摘。その際、三位一体改革のような金額ベースだけでなく件数ベースの目標も設定して進めるべきだとした。

「地方交付税」では、地方税を充実すれば財政移転の果たす役割は縮小するが、地方税の充実が自治体間の財政力格差を拡大させるため地方交付税の機能は一層重要になるとした。その上で、「財政調整機能」について、「地域間の財政力格差を是正し、どの地域に暮らしていても豊かで活力のある自治を享受できる仕組み構築」のため、政府に対し、地方六団体が提唱している「地方共有税」構想を土台に地方交付税改革論議を深めるよう要請した。一方、「財源保障機能」については、さらなる地方財政計画額と決算額との乖離の縮小に取り組むよう求めた。併せて、「自治体にとつての予見可能性・説明責任の向上」のため、新型交付税は「可能な限りその比重を高める努力をすべきだ」との要請も盛り込ん

政 策

※第4次勧告における中長期の課題について(概要)

・社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待

1 地方税制改革

(1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築

- ・地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましい
- ・その際、①国と地方の税源配分5：5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた本格的税制改革までの間であっても上記の方向性に沿って検討

(2) 課税自主権の拡充

- ・地方自治体は課税自主権の積極的な活用に努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

2 国庫補助負担金の整理

- ・存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき(金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定)

3 地方交付税

- ・地方税の充実により、財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない

(1) 財政調整機能の充実

- ・国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める

(2) 財源保障機能の再検討

- ・マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
- ・地方財政計画額と決算額との乖離は是正に取り組むべき

(3) 地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

- ・普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
- ・法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
- ・「国と地方の協議の場」での地方財政計画・地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
- ・特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

4 地方債

- ・起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
- ・地方公共団体金融機構の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
- ・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき

5 財政規律の確保

- ・透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

だ。このほか、特別交付税について、特別性がない財政需要に充てられていくほか算定が不透明だととして、その見直しを求めた。

「地方債」では、「起債自主権は歳入自主権の大きな柱の一つだ」と指摘。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に関する国の関与を見直

すべきだとした。また、自治体が共同で債権を発行する仕組みの更なる活用を図るよう求めた。同時に、地方債の元利償還に対する地方交付税措置は可能な限り縮小すべきだとした。なお、財政力が弱い自治体で事業執行が困難とならない配慮も求めた。

域主権を実現していく上で、御提言として参考とさせていただきます」との総理談話を発表した。

地域主権戦略会議で具体化へ

第4次勧告は、「おわりに」で、同勧告が「最終勧告」であることを指摘した上で、「今後は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組み状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行する」とし、政府に4次にわたる勧告事項を最大限尊重して「地方分権改革推進計画」を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにするよう要請した。

この第4次勧告を受けて、政府は「今後、現政権が目指す地

分権改革委の4次にわたる勧告内容、今後、政府が11月17日の閣議で設置した「地域主権戦略会議」で検討・実施される。同会議は、鳩山首相を議長に、副総理、官房長官、総務、財務、行政刷新の各大臣と有識者で構成。近く、初会合を開くが、同会議では、勧告のうちマニフェストに盛り込まれた事項を優先して取り組む方針だ。具体的には、①義務付け・枠付けの見直し②「国と地方の協議の場」の法制化③今後の地域主権改革の推進体制(地域主権戦略会議の法制化)などを検討し年内にも地方分権改革推進計画をまとめる。

なお、新政権では「地域主権改革」を一丁目一番地と位置付けるものの、義務付け・枠付け見直しも具体化の段階で各府省の抵抗が目立ってきた。第4次勧告には地方六団体も評価するコメントを発表。特に、地方交付税の増額・交付税率引き上げには高い期待をよせるが、藤井裕久財務相は真っ向から否定している。様々な分野でなお試行錯誤が続く新政権だけに、第4次勧告の具体化にもなお紆余曲折が予想される。

(自治日報記者 井田正夫)

フォーラム

町の概要

神戸町は、岐阜県の濃尾平野の北西部に位置し、西に伊吹山、北に白山山系の山々を望み、東は清流揖斐川に沿い、南は濃尾平野に連なる、南北に三角形をした農業に適した肥沃な平坦地で、面積が18・77km²、人口が20、300人余りのまちです。

本町は、歴史のまちとしてその起源も古く、奈良・平安時代の初めごろに開かれた地域と言われており、町の中央に位置する「日吉神社」の門前町として栄え、江戸時代は商業のまちとし



安心して子どもを産み、 育てやすいまちを目指して

て発展してきました。明治22年に神戸村となり、明治25年には町制を施行して神戸町と改めました。昭和25年には北平野村を合併し、昭和29年には下宮村・南平野村との1町2村で合併し、さらに昭和35年には揖斐郡大野町の一部、大字西座倉を編入合併し、現在に至っています。

昭和40年代には積極的な企業誘致を推進して、昭和46年には本町北部に工業団地が完成し、更に平成19年には西部に2つ目の工業団地を完成し、工業のまちとして、また自然と工業が調和した豊かなまちとなっています。

一方、昭和59年に「ばら」を町の花と定めて以来、ばらを活かしたまちづくりを推進。切りばら産業の振興、特産品の開発、250種3、000株を有するばら公園の整備等を行っています。

さらに、来年5月には、全国22市町が加盟する、ばら制定都市会議「ばらサミット」が本町で開催されるため、現在、ばらをテーマとしたイベントの企画、啓発活動等を行っています。こ



岐阜県 神戸町

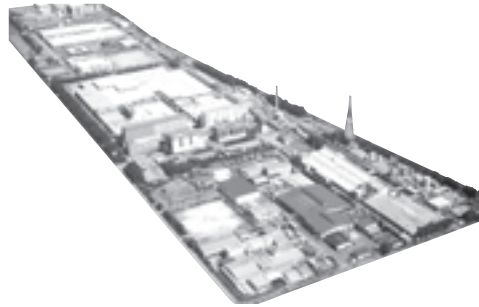
△幼稚園には専任の外国人語学講師を配置。子供たちは楽しみながら英語に触れる

フォーラム

◁「ばらサミット」の会場となる、イングリッシュ・ガーデン調の「ばら公園いこいの広場」



◁神戸町の北部に位置する「神戸町工業団地」



のイベントを契機として、他町村との連携を図りながら、ばらを活用して、神戸町を盛り上げる仕掛けづくりを続けていき、「ばらで観光づくり」、「ばらで産業づくり」、「ばらで人づくり」を目指したいと思っています。

幼保一体化事業及び幼児教育・保育の充実

さて、本町は「神戸町第4次総合計画」を平成19年3月に策定して、まちの将来像として「みんなで創る 元気・快適いきいきタウン」を掲げました。そして、これを実現するための施策として「子育て支援の推進」を重点的に実施しています。

さらに同事業を推進する拠点として、平成18年4月から民生部健康福祉課内に子育て支援室を設置。ここに子育て支援対策官を配置して、幼保一体化事業の推進、幼児教育・保育の充実

学校給食センター設置に係る幼児園の「給食特区」の申請等を進めてきました。本町は、これまで4小学校区に4幼稚園・6保育園を配置する体制で、幼児教育・保育を実施し、5歳児は幼稚園に、3・4歳児は保育園に入園していました。しかし、少子化、核家族化が進み、女性の社会進出が増加するに伴い、長時間保育、未満児保育、留守家庭児童教室等保育ニーズが多様化し、従事する保育士等も増えてきました。一方で、少子化による児童数の減少に伴う空き教室の増加や、築25年以上を経過した施設の老朽化も進んでいます。

こうした状況を踏まえ、平成16年度

から国が推している「幼保一体化」に向けた取り組みを始めました。最初は、全ての保育園と幼稚園で試行的に園行事を中心に相互交流を行い、土台づくりを進めました。

本町の「幼保一体化」事業は、施設は共有しますが、幼稚園と保育園の良さを活かし、運営は個々の制度で行い、5歳児において幼稚園部と保育園部を設置して選択ができるというものです。施設は、保育園が幼稚園より部屋が多いため、保育園の施設を使用することになりました。

平成17年度から広報誌等でPRし、各保育園の保護者会において説明を重ねた結果、保護者等の理解を得られましたので、「幼保一体化」を実施することになりました。平成18年4月には、2小学校区において2幼児園、平成19年4月には、1小学校区において1幼児園を開設しました。さらに平成20年4月には、最後になる神戸小学校区において、3園を統合して神戸幼児園を新設し、開設しました。これで4校区すべてにおいて幼児園が整備され、「幼保一体化」事業が完了しました。

各幼児園では、神戸町の明日を担う人材を育成するため、本町ならではの幼児教育との考えで園長総括の教育専門官を置き、「みんなと仲良くいきいきと生活する子」という教育・保育目標のもと連携を保ちながら、保護者や外部の関係者からの評価を取り入れ、



▷日吉神社境内にある国指定重要文化財の三重塔。神戸町は日吉神社の門前町として栄えた

フォーラム

◁昨年完成した神戸幼児園



子どもたちの発達段階に応じ、より質の高い教育・保育を目指して、それぞれに特色を生かした園経営に努めています。

また、小・中学校とは別に幼児園専任の外国人語学講師を配置し、園内活動を通して楽しみながら英語に触れる機会を提供し、国際感覚の養成を図っています。さらに、保護者の傷病等により緊急または一時的に保育を必要とする児童を対象に、新たに一時保育事業も開始しました。

なお、幼児園の給食費については、未満児を含め3歳以上児の主食代を、町で全額助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

食育拠点施設の
学校給食センター

これまで各学校及び各園では、自校・自園方式の給食調理を行ってきましたが、各施設の給食設備・機器とも老朽化が進んでいることや幼保一体化を進めるなかで、より安全で安心できる給食の提供を実現するため、一番給食数の多い中学校に隣接して学校給食センターを新設することになりました。

平成19年度には、同センターの入り口部分の用地買収を行い、平成20年度には、学校給食センターの建物本体工事を行い、本年度は、厨房設備・調理備品購入・外構工事を行い、調理職員の研修を経て、9月の2学期から全面的に供用開始しました。

同センターでは、幼児園の給食も調理・運搬するため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の構造改革特区認定を本年7月に受けて、実施しています。調理能力は1日2、600食。町内の全幼児園及び小中学校の給食調理業務を一本化して行える、厨房方式は完全ドライシステム方式となっており、オール電化で、3歳未満児専用の調理室やアレルギー食専用の調理室も備えています。

また、本町で生産される「小松菜・グリーンネギ・水菜」などを食材として取り入れているほか、主食のお米も地元産の「ハツシモ」を採用するなど、食の安全・安心を考えた「地産地消」を推進し、運搬作業の効率化を図りながら給食を提供しています。

さらに、この給食センターは、従来から取り組んでいる「食育」の拠点としての役割も担っています。就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した「食育」教育は、子どもたちの心身の発育や健康にとって大変重要です。学校・家庭・地域、さらに保健センターなど関係機関とも連携・協力し、より望ましい食習慣や食に対する意識を高揚させるための取り組みを行っています。

子育て中の家庭では、教育費や医療費が大きな負担になっているため、町単独事業として、平成17年度までは、乳幼児から小学校就学前までの医療費無料化を実施してきましたが、平成18年度からは小学校3年生まで、平成19年度からは小学校6年生（入院は中学校3年生）まで、平成20年度からは、さらに入院・通院とも中学校3年生までその対象を拡大しました。

特に、小学校1年生から中学校3年生

乳幼児・児童・生徒の
医療費無料化事業



▷「食育」の拠点となる学校給食センターは今年8月に完成



▷オール電化の厨房設備

フォーラム

生までの助成は、町単独事業として実施しており、今後も財政への影響を見極めながら本事業を継続し、子育ての負担軽減に取り組んでいきます。

町独自で赤ちゃん給付金を支給

平成21年2月1日を給付基準日として実施された定額給付金給付事業では、同じ学齢児である平成21年2月2日から平成21年4月1日生まれの子は対象外となっています。本町では、給付の対象を2月2日以降に生まれた子

も含め、さらに1年間(平成22年4月1日生まれまで)延長して、町独自で「赤ちゃん給付金」として1人2万円を支給しています。

また、妊娠・出産の支援事業として、本年度から妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に対する助成回数を、従来の5回から14回に拡充して、安心して妊娠・出産ができる環境整備を行ってまいります。

さらに、未就園児や保護者を対象に、「かنگるー広場」を各幼児園で毎月



▷毎月1回、各幼児園で開かれる「かنگるー広場」



▷「かここ広場」では子育てに関する相談にもなっている

1回開催し、遊び場の提供、保護者間の仲間作りや情報交換、園長・民生児童委員・子育て経験者等を交えた育児相談を行っています。また、神戸幼児園内の子育て支援室を利用して、「かここ広場」を毎月1回開催し、民生児童委員による親子ふれあい遊びや子育てに関する相談を行っています。

その他、子どもたちが安心して遊べる場と機会を提供するために、「ふれ愛公園」、「中央スポーツ公園」、「ばら公園いこいの広場」、「こうど・ローズパーク」等々の整備を実施しています。

おわりに

このように、本町では先人より守り継がれた歴史・文化と自然環境を活かしながら、「子育て支援の推進」を実施しています。

今後、幼児園や小・中学校の施設等の環境整備はもとより、保護者の多様なニーズに対応した安心で安全な保育サービスを提供し、子育ての負担軽減に努め、子育てに不安のある保護者の相談や情報交換ができる仕組みや体制をより充実させ、「安心して子どもを産み、育てやすいまち」を目指したまちづくりを行っていきたくと思っています。

(神戸町総務部総務課長 羽賀昭雄)

何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250

ご利用時間 / 平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く)
(回線がつかまりましたら 目印を押してください。)

私たちは資産を守る
パートナーです。

金銭資産の運用から、相続対策、遺言、不動産等まで、私たちは、お客様のパートナーとして、世代を超えて、お付き合いさせていただいております。
まずはお気軽にご相談ください。
皆さまの来店を、心よりお待ちしております。

資産の話をしませんか。
信託世代の。
住友信託銀行

資料のご請求は店頭窓口またはホームページまで。
住友信託銀行 検索

情 報



北海道 北神東 災害時の応急対応で 建設業協会と協定

町はこのほど、災害発生時の応急対応を目的に、町内にある18の建設業者が加盟している建設業協会と協定を締結した。

協定によると、町は、地震や風水害などの災害が発生した場合、同協会に対して被害を受けた公共施設などの復旧・応急作業などを要請。これを受けて、協会側は、加盟している建設業者がそれぞれ所有している作業車や資機材、人員等を提供するとともに応急業務を行う。さらに、連絡体制を確保して円滑な応急対応を行うため、双方で連絡責任者をそれぞれ決めるほか、応急対応業務にかかる費用については町が負担するとしている。

このほか町は、災害時の対策として、他団体との飲料水などの提供に関する協定締結も予定している。

宮富 城宮 予算編成へ町長自ら 各課長と調整会議

町は、来年度の予算編成作業が本格化する前の10月に若生英俊町長が各担当課長と「町長ヒアリング オータム・レビュー」(主要課題調整会議)を行った。事前に重要施策の方向性を町長と協議

町村Naviコーナーでは掲載情報を募集しています。掲載を希望の場合は全国町村会広報部 (TEL03-3558-11048)まで。

し、町長施政方針と合致したメリハリのある予算編成の実現を狙ったもの。

仙台市に隣接する町では人口が毎年約千人増加、現在4万6,700人に達する。このため、町は「5万人都市に向けた来年度から県内町村では初の4部制を導入する。この4部制も視野にいれた予算編成が必要となったため、オータム・レビューを昨年より試行した。各課長・課長補佐が約1時間、今年度の事業の進捗経過や反省点を踏まえ来年度の主要課題等を説明、町長と調整する。現在、予算編成作業に着手、重要施策には、町民バス運営や地域情報化、新行軍大綱作成、広域行政推進、市制施行調査などが挙がっているが、認識の共有化をはかることで政策評価・予算・人事の一体的なマネジメントにつなげることができるとしている。

また、町では、予算案編成後、各課長による事業内容の紹介などをホームページで公開することも予定している。

島玉 福大 小さくても輝く フォーラムが開催

村で、市町村合併によらずに自立を目指す町村などによる第14回「小さくても輝く自治体フォーラム」が開催された。今回もパネル討論や有識者の講演などが展開されたが、より強固なネットワーク

を構築するため「会員制度」を立ち上げることを申し合わせた。

会合では、岡田知弘京都大学教授が民主党は政権獲得が最大の一致点の政党で、大きな声で多数がごごかを明示することで政策も変更・豹変を繰り返す側面を持つと指摘。一方で、原口「博総務相と経団連との道州制作業部会などに言及し、来年度の参議院選挙で安定過半数を取れば道州制に一気に進む可能性も指摘した。このため、来年夏までが国の形をつくる上で重要な時期との認識を示し、民主党相手にもこれまで指摘してきた合併や道州制の問題点を大きな声で発言していくべきとの考えを強調した。

このほか小規模自治体研究所を立ち上げた松野光伸福島大学教授を「コーディネート」に迎え、「町村長が考える地域づくり」をテーマに4人の町村長が各取組みを報告・討論。今後の小規模自治体運営での広域連携の必要性が指摘されたほか、住民のまちづくりを「自治会担当職員制度」などにより支援する協働の取組みも報告された。

馬恋 群 真田3代を縁に 10市町村が観光連携へ

村は、戦国の武将・真田3代が治めた信州・上田から上州・沼田までの関連自治体が連携して広域的な観光・地域振興を図ろうと「真田街道推進機構」の来年度設立に向けて準備を始めた。

「真田3代が統治した地域」という物語を発信しようと、熊川栄婦恋村長が呼びかけたもの。村には温泉やスキー場のほか、浅間山や史跡などの観光資源があるが、新たに真田氏ゆかりの地域が連携することで観光振興の相乗効果を図る狙いもある。

山口 風車キャラクターの 名前を「くるる」に決定

9月から同機構設立に向けて協議に着手。現在、長野県上田市のほか、群馬県の長野原町、草津町、六合村、東吾妻町、中之条町、高山村、みなかみ町、沼田市が参加。今後も真田氏に関連する市町村の参加も予定している。

現在、機構の準備会では、「真田街道」の地図作成をはじめ、各市町村の観光パンフレットスタンドに「機構コーナー」を設けて参加市町村をPR。さらに各地域の「真田グッズ」をエリア内全域で販売したり、機構エリアをめぐる観光コースを設定するなどアイデアが挙がっている。

町は、風力発電用風車の完成を記念し、広く親しまれる風車キャラクターの愛称を募集していたが、このほど「くるる」に決定したと発表した。町内外から808件(612作品)の応募があった。

町は山口県の室津半島西側に位置。風車建設には住宅から離れ風がよく吹く場所があることなどが必要だが、同町では今年4月までに7基設置された。風車1基で1200世帯が1年間に使う電気を作ることができるという、7基が電気を作ることによって年間約1億トンのCO₂排出が減らせるといふ。

風車キャラは、風車をモチーフに背中に渦巻く風と、顔の横に発電した電気を、額には風になびくくるりと巻いた前髪をデザイン。決定された愛称には「可愛らしく元気よくくるくるるまわる風車」観光客がたくさんくるる」意味があるという。「くるる」は「6月5日の環境の日生まれで、好きなものは毎秒3〜25メートルの風」と設定されている。

健康に生き抜く方法

自分では気づけない加齢臭

生活習慣や食生活の改善で身体の内側からのケアを

ライター 真ノ宮 ゆな

今や日本中に「無臭」ブームが湧き起り、加齢臭予防グッズへの注目も高まっているようです。しかし、それらのグッズは体臭予防にはなっても、根本的な加齢臭予防にはなりません。加齢臭をしっかりと予防するためには、身体の内側からのケアが重要なのです。

体臭と加齢臭は違う

そもそも、「体臭イコール加齢臭」ではありません。体臭とは、汗腺から分泌される汗などの分泌液に、細菌が繁殖することで発生するニオイです。汗をかいたり、不潔であったりといった環境があれば、体臭は誰にでも発生します。

一方、加齢臭は、皮脂腺から分泌される脂肪酸が酸化し、ノネナールという成分がつくられることで発生するニオイです。「加齢臭は40歳以降の男性に発生する」というイメージが強い

ですが、最近では生活習慣や食生活の変化により、20〜30代の若い男性も加齢臭に悩まされているようです。加齢臭が「男性特有のニオイ」と一般的にいわれるのは、男性にはもともと皮脂腺が多く存在しており、男性ホルモンによって脂肪酸分泌が促されるためです。逆に、女性ホルモンにはノネナール産生を抑える働きがあり、女性には加齢臭が少ないと思われるきました。ところが最近では、加齢臭のある女性も増えてきたようです。原因は、生活習慣や食生活の変化に加え、子どもを産まないライフスタイルが徐々に定着化し、女性ホルモンがより衰えやすい傾向があるため、とみられています。

加齢臭は自分で気づくことができない

加齢臭は、「ブルーチーズ」「古本」「ろうそく」など、青臭さと脂臭さが混じったようなニオイに例えられ、そ

の独特かつ強烈なニオイは、しばしば周囲の人々に不快感を与えます。ところが、困ったことに加齢臭は自分で気づくことができません。なぜなら、自分の加齢臭はもとも身近に存在するニオイであり、そのニオイが強烈であればあるほど、鼻の嗅細胞が疲労し、加齢臭を「ニオイ」として感知しにくくなるからです。だからといって、自分のニオイを過度に気にしすぎることは、かえってストレスをためることに

なり、加齢臭予防の観点からも好ましいことではありません。自分の加齢臭が気になる人は、家族や気の知れた友人などに、自分の加齢臭がどの程度であるか、実際に嗅いでもらいましょう。また、必要であれば内科の医師に相談し、自分に合った食事指導を受けることも良いでしょう。

生活習慣や食生活を改善することが予防になる

下着をこまめに取り替えたり、シャワーや入浴で身体を清潔に保ったりすることは、体臭予防には有効です。ただし、加齢臭を予防するのであれば、生活習慣や食生活を改善することで、原因となる成分を抑えることが最も効果的です。

生活習慣の改善

ストレスやタバコ・アルコールの摂取は、体内の活性酸素を増やす働きがあります。活性酸素は、加齢臭の原因成分であるノネナールの産生を促します。そのため、ストレスを適度に発散したり、禁煙・禁酒を心がけたりすることが、加齢臭予防につながります。

食生活の改善

脂っこい食事を摂り続けることにより、皮脂から分泌される脂肪酸の量が増加します。したがって、加齢臭予防のためには脂肪酸の分泌を抑える食生活に切り替えることが大切です。特に、梅干しや大豆など、野菜中心の和食が適しています。梅干しにはビタミンCが、大豆にはビタミンEが豊富に含まれており、それぞれ脂肪の酸化を防ぎ、ノネナールの産生を抑える働きがあるからです。また、トマトに含まれるリコピン、緑茶に含まれるカテキン、緑黄色野菜に含まれるβ-カロテンなども同様の効果が期待できます。生活習慣や食生活の改善を「より良い人間関係を築くためのエチケット」と捉え、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

随 想

随 想

国保への想い

滋賀県町村会長
高月町長 北村 又郎



私は五歳の時に母を亡くしました。妹が二人いますが、下の妹は母の顔を知りません。幼い子供三人と父を残して、子宮筋腫の病で僅か三十一年の人生を終えました。行く末をどんな思いで見つめながら逝ったのだろう、昭和十四年でした。七十年も過ぎた今日でも、無性に母への恋しさが込み上げてきます。

毎年、田圃を一反ほど売って医療費に充てていたようです。そんな時に母が発病したのです。病気のことにはなかなか言い出し難かったのではないかと思います。そのうちに癌性腹膜炎になり、近所の人からは、またおめでたですか、と言われたそうです。百姓をしてい

まして亡くなりました。その後、新しい母が来てくれて、父は死んだ母のことをあまり口にはしなくなりました。私たちが兄妹も子ども心に気遣ったのか、話することもなく成長しました。

戦後も少し落ちつきかけた昭和十六年、私が高校生の時でした。父がある日、私と二人の時に「もしあの頃、保険があつたら、お母ちゃん助けられたかもしれん」と、私にポツンと言いました。最初は何の事かもわからないでいたのですが、国民皆保険の必要性を説いてくれました。高校生の私にもよく理解ができました。そして続けて、病気がかかったら少しでも早く医者に診てもらえるように、村で診療所をつくることになったことを教えてくれました。診療所の宿舎にお風呂をつくることのできないので、私の家で医師とそ

私の父もまた、母親と四ヶ月で別れています。年の離れた一番姉が結婚を諦め、父を育てました。その伯母が、母が亡くなる前後、病気で寝たきり状態でした。関節リュウマチとかで、足の膝が悪く、化膿をして、病院の先生と近くの開業医の先生が交互に往診をされていたようです。三年ぐらいいの長患いだったようで、

その後、伯母は少し良くなり松葉杖で歩けるようになり、私たちの世話をしてくれましたが、三年余り過

がでできないので、私の家で医師と

聞かれました。私には風呂の話よりも「お母ちゃん助けられたかもしれん」と言われたことの方が、強く心を打たれたことを、今も忘れません。

植えが終わったら、草取りが終わったら、と延び延びになりました。七月に産婦人科の診療を受け、即手術と言われ、開腹すると余命二ヶ月と言われたそうです。ほどなく九月十六日に亡くなりました。

その後、伯母は少し良くなり松葉杖で歩けるようになり、私たちの世話をしてくれましたが、三年余り過

がでできないので、私の家で医師と

聞かれました。私には風呂の話よりも「お母ちゃん助けられたかもしれん」と言われたことの方が、強く心を打たれたことを、今も忘れません。

三年ぐらいいの長患いだったようで、

その後、伯母は少し良くなり松葉杖で歩けるようになり、私たちの世話をしてくれましたが、三年余り過

がでできないので、私の家で医師と

聞かれました。私には風呂の話よりも「お母ちゃん助けられたかもしれん」と言われたことの方が、強く心を打たれたことを、今も忘れません。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	MH22S	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
運転手限定	家族限定	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
共済(保険)金額	150万円	限定A(割引適用済)	—	3,960円
払込方法	集団扱一括払	(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものであります。保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327